

環境保全型農業推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 本市における農業の生産基盤となる農地の地力維持を増進し、農業の振興、発展、経営の安定等を図るために実施する事業に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、本市内の農地において、農薬や化学肥料の使用量の低減、農業の生産基盤となる農地の地力維持増進、自然環境への負荷を軽減、降雨や暴風による畑土の流出の防止のために行う事業とする。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付を受けることができるもの（以下「補助対象者」という。）は、本市内に法人所在地を有する農業協同組合とし、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市税の滞納がないこと。

(2) 横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団又は当該会社の役員が同条第3号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、緑肥作物の植栽（間作及び混作を除く。）に係る費用とする。ただし、同一農地に対する補助金の交付は、5回を限度とする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、緑肥作物植栽の面積1アール当たり500円とする。ただし、事業を行う農業者1人につき1アール未満の端数があるときは切り捨てる。

2 前項の規定により算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(実績報告)

第6条 規則第10条に規定する実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添えて事業完了の日又は補助金等の交付決定にかかる会計年度が終了した日から30日以内に提出しなければならない。

(1) 収支精算書及び収支を証する書類

(2) 事業実績書

(3) その他市長が認める書類

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、その都度、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。